

住宅性能評価についての留意事項

- ① 事前等審査願書を添付してください。なお備考欄の請求先の氏名又は会社名も記入してください。
- ② 同一物件を確認申請その他の申請を行う場合は関連づけをする必要がありますので申請の操作マニュアルをご確認ください。
- ③ 住宅性能評価の申請は「性能評価」で申請してください。
- ④ 評価書(以下「証書」といいます。)を弊社指定の紙面により交付を希望する場合は有料となります。(1住戸￥2,200 税込(上限￥110,000 税込))
- ⑤ 申請書の入力は、NICEWEB システムの入力のみとしてください。その他の書面は弊社 HP の様式に記入の上登録してください。
- ⑥ PDF データに書き込んだ内容がある場合、本申請(電子印を押印)した時に書き込み内容がまれに消えます。PDF に書き込む場合は、改めて当該データを PDF 化し、変更出来ないようにしてください。
- ⑦ メーカー資料や一次エネルギー消費量計算結果(適判用押印付き。)は保護がかかっている場合があり弊社電子印が押印出来ません。よって保護を解除していただくか、一旦印刷したものを PDF 化してファイル一覧へアップしてください。
- ⑧ 本受付後に請求書をチャット欄に添付しますので、必ず支払者へ渡るようにして下さい。入金の確認出来次第の証書の交付となります。なお原本の郵送は致しません。
- ⑨ 各電子交付書類はチャット欄にアップされます。公開期限(2週間)がありますので、必ず期限内にダウンロードいただきますようお願いします。

2025.10.1